



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年2月10日金曜日 第381号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課)	74
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	(")	74
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(6件).....	(経営支援課)	74
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課)	78
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課)	78
公共測量の終了の通知(4件).....	(道路維持課)	79
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課)	79
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所)	79
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課)	80
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課)	80

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会)	80
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(")	81
政治団体の解散の届出.....	(")	82
資金管理団体の指定の届出.....	(")	82
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	(")	82

告 示

○愛媛県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マック川之江調剤薬局	四国中央市金生町下分99番地1	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年2月1日
S調剤薬局玉津店	西条市下島山甲1237番5	有限会社アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地4	代表取締役 重松 勲	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年1月1日

○愛媛県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
宮原医院	みやはら腎・泌尿器科クリニック	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	令和5年1月1日

○愛媛県告示第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
mac東予店	西条市北条1594 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年 5月25日	令和5年 2月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第138号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
ドン・キホーテ四国中央店	四国中央市寒川町42番地1	大規模小売店舗の名称	(仮称)ドン・キホーテ四国中央店	ドン・キホーテ四国中央店	令和2年 3月13日	令和5年 2月1日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年 5月25日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第139号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
DCM近見店	今治市大新田町5丁目201-1番地 外4筆	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ近見店	DCM近見店	令和4年3月1日	令和5年2月1日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹	令和2年5月25日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸4丁目3番37号 代表取締役 三橋 信也	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸4丁目3番37号 代表取締役 白石 明生	令和3年3月1日 ほか	
コープ喜田村、DCM喜田村店	今治市喜田村三丁目326-1 外	大規模小売店舗の名称	コープ喜田村、DCMダイキ喜田村店	コープ喜田村、DCM喜田村店	令和4年3月1日	令和5年2月1日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也 DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也 DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年5月25日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	生活協同組合コープえひめ 松山市朝生田町三丁目1番12号 代表理事 美濃 欽也 DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	生活協同組合コープえひめ 松山市朝生田町三丁目1番12号 代表理事 美濃 欽也 DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規	令和3年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
DCM北条店	松山市北条辻410番1 外	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ北条店	DCM北条店	令和4年3月1日	令和5年2月1日

	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 菅野 幸雄	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 えひめ中央農業協同組合 代表理事 福島 幸則	令和2年 5月25日 ほか
	大規模小売店舗において小売業を行う者	D C Mダイキ株式会社 ほか2者	D C M株式会社 ほか2者	令和3年 3月1日 ほか

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第141号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
D C M宮内店・スーパー田中	伊予郡砥部町宮内1031番1号 外	大規模小売店舗の名称	D C Mダイキ宮内店・スーパー田中	D C M宮内店・スーパー田中	令和4年 3月1日	令和5年 2月1日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 有限会社田中青果 代表取締役 田中 潤	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 有限会社田中青果 代表取締役 田中 潤	令和2年 5月25日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	D C Mダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 有限会社田中青果 伊予郡砥部町宮内1029番地 代表取締役 田中 潤	D C M株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 有限会社田中青果 伊予郡砥部町宮内1029番地 代表取締役 田中 潤	令和3年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第142号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
DCM宇和島北店	宇和島市伊吹町カネツキ田1263番 外	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ宇和島北店	DCM宇和島北店	令和4年3月1日	令和5年2月1日
		大規模小売店舗を設置する者	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽	令和2年7月7日 ほか	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 株式会社エースワン 高知県高知市薊野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 株式会社エースワン 高知県高知市薊野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽	令和3年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町大字清延地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・笛吹地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年2月13日から3月13日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第144号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市河原津甲242 - 4 竹形昌樹	西条市河原津甲242 楨高志	西条市河原津甲354 - 6 川又明次	河原津	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年2月10日から24日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局農林水産振興部 水産
-------------	--------------------

○愛媛県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月6日から
10月25日まで
- 3 作業地域 宇和島市、松野町、鬼北町地内

○愛媛県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和4年4月9日から
11月30日まで
- 3 作業地域 久万高原町一円

○愛媛県告示第147号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値図化、砂防基盤図、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和4年6月1日から
12月24日まで
- 3 作業地域 愛南町の一部

○愛媛県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成、数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年11月4日から
令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 八幡浜市の一部

○愛媛県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画道路事業3・4・9号若宮東大洲線及び3・6・1号大洲徳森線（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間 平成28年5月20日から
令和6年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第150号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年2月10日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日 令和5年2月1日
- 3 指定道路の位置 四国中央市上柏町字ユス522番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.56メートル
 - (2) 幅員 4.85メートル

○愛媛県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊予市稲荷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	松岡正芳	伊予市稲荷甲1324-2
"	金田伊織	伊予市稲荷1318
"	本田壽	伊予市稲荷1256
"	本田晴昭	伊予市稲荷1396-3
"	藤谷伸義	伊予市稲荷甲1251-3

"	北橋豊作	伊予市稲荷251-2
"	成本啓裕	伊予市稲荷甲130-2
"	佐伯悦夫	伊予市稲荷甲1426-5
"	松永峰一	伊予市稲荷965
"	古川利夫	伊予市稲荷821
"	久保直一	伊予市稲荷227-1
"	福井清員	伊予市稲荷43-2
"	向居元春	伊予市稲荷甲670-6
"	鍋田豊樹	伊予市稲荷537-60
"	大塚直人	伊予市大平甲1260-4
監事	山下修	伊予市稲荷甲841-1
"	清本春久	伊予市稲荷1309
"	安永京平	松山市余戸東四丁目1-28-8

○愛媛県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年2月10日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第45号 令和5年2月2日	伊予市米湊字山本225番1、228番1	松山市南斎院町946番地1 有限会社ワカバ開発

○愛媛県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年2月10日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第41号 令和5年2月3日	伊予郡松前町大字中川原字新田366番1	松山市西垣生町1714番地1 株式会社グッドラック

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
渡辺たかひろ後援会	渡邊高博	渡邊秀樹	新居浜市船木甲1280-2	令和5年1月4日
山石恭助後援会	杉本光	森田位	北宇和郡松野町大字富岡750	令和5年1月5日
永易ひでき後援会	永易英寿	生島順二	新居浜市東雲町二丁目4-18	令和5年1月6日

おばたけ源後援会	小 畠 源	小 畠 敬 子	今治市共栄町二丁目2 - 20	令和5年1月6日
池田さちこ後援会	土 居 達	寺 川 正 一	松山市小栗三丁目5 - 35	令和5年1月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県理容政治連盟支部	大 森 利 夫	会 計 責 任 者	中 野 晴 夫	篠 原 泰 造	令和4年5月15日
自由民主党愛媛県土地改良支部	篠 原 実	主たる事務所の所在地	松山市枝松六丁目6 - 24	松山市松末二丁目6 - 3	令和5年1月1日
		会 計 責 任 者	菊 池 多 美 江	石 山 啓 二	
立憲民主党愛媛県第2区総支部	白 石 洋 一	政 治 団 体 の 名 称	立憲民主党愛媛県第2区総支部	立憲民主党愛媛県第3区総支部	令和5年1月18日
参政党愛媛第1支部	谷 川 まゆみ	代 表 者	谷 川 まゆみ	浅 湫 和 子	令和5年1月23日
参政党愛媛第2支部	渡 邊 宗 平	代 表 者	渡 邊 宗 平	八 木 邦 靖	令和5年1月23日
		会 計 責 任 者	八 木 邦 靖	渡 邊 宗 平	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県理容政治連盟	大 森 利 夫	会 計 責 任 者	中 野 晴 夫	篠 原 泰 造	令和4年5月15日
愛媛県商工連盟連合会今治支部	檜 垣 幸 人	代 表 者	檜 垣 幸 人	阿 部 健	令和4年11月1日
		会 計 責 任 者	檜 垣 幸 人	阿 部 健	
上浮穴郡医師連盟	豊 田 茂 樹	会 計 責 任 者	吉 村 亮 平	森 永 敏 行	令和4年12月9日
愛媛県土地改良政治連盟	篠 原 実	主たる事務所の所在地	松山市枝松六丁目6 - 24	松山市松末二丁目6 - 3	令和5年1月1日
		会 計 責 任 者	菊 池 多 美 江	石 山 啓 二	
田中エリナ後援会	中 矢 孝 則	主たる事務所の所在地	松山市湊町四丁目3 - 14	松山市湊町四丁目11 - 4	令和5年1月1日
西岡あらた後援会	吉 田 良 二	代 表 者	吉 田 良 二	高 取 隆 宜	令和5年1月1日
大石ごう後援会	横 井 俊 幸	代 表 者	横 井 俊 幸	坂 上 公 三	令和5年1月4日
		会 計 責 任 者	松 木 博 道	横 井 俊 幸	
ふくら浩一後援会	阿 部 克 也	主たる事務所の所在地	今治市常磐町四丁目9 - 28	今治市別宮町六丁目4 - 19	令和5年1月15日
大沢五夫後援会	大 沢 美 都 子	会 計 責 任 者	山 本 和 雄	高 尾 宣 久	令和5年1月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
清水宣郎後援会	清水貞子	令和4年5月31日

結び!つながる!永易ひでき後援会	永 易 光	令和4年12月28日
三方よしのまちづくりの会	秋 山 義 勲	令和4年12月31日
三方よしのまちづくりの会本町連絡事務所	秋 山 義 勲	令和4年12月31日
中村まさと後援会	中 村 正 人	令和4年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中野泰誠	愛媛県議会議員	中野たいせい後援会	松山市大街道三丁目6-1	平成30年9月28日
森高大輔	愛媛県議会議員	森高だいすけ後援会	四国中央市土居町入野139-1	令和4年12月8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年2月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
秋山義勲	三方よしのまちづくりの会	令和4年12月31日